

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 炭その発生
炭を予防規則に基く区域の指定
- ◇衆議院議員選挙選挙長告示
立候補の届出

告示

鳥取県告示第五十九号

次のように炭そが發生したので家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条の規定により公示する。

昭和三十年二月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 患者及び疑似患者の区分並びにその頭数

患畜(牛) 炭ぞ、一頭

二 發生の場所

西伯郡幡郷村大字坂長

三 發生年月日

昭和三十年一月三十日

鳥取県告示第六十号

炭を予防規則(昭和三十年一月鳥取県規則第四号)第二条及び第三条の規定による出入及び牛、馬、めん羊、山羊、豚を集合させる催物の開催を禁止する区域を次のように指定する。

昭和三十年二月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 第二条に指定する区域

西伯郡幡郷村坂長

二 第三条に指定する区域

西伯郡幡郷村

